

議案第 29 号

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例案に関する意見決定
の件

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見につい
て、別紙のように決定する。

令和元年 8 月 7 日 提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

別紙

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和元年8月7日

西宮市教育委員会

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例

西宮市立公民館条例（昭和36年度西宮市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

700円
350
350
350
600
150
350
600
250
150
1,100
250
250
250
500
350
350
250
600
250
350
500
250
250

5 0 0
6 0 0
3 5 0
3 5 0
1 5 0
2 5 0
3 5 0
6 0 0
1 5 0
3 5 0
2 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
5 0 0
3 5 0
5 0 0
1 5 0
2 5 0
1 5 0
2 5 0
3 5 0
7 0 0
1 5 0
2 5 0
2 5 0
2 5 0

500
500
700
150
250
250
350
350
500
1,500
350
350
500
500
500
700
350
250
250
350
350
500
1,550
250
250
150
350
350
850
350
250

1 5 0
3 5 0
1 5 0
5 0 0
6 0 0
1 5 0
2 5 0
2 5 0
3 5 0
5 0 0
5 0 0
2 5 0
2 5 0
1 5 0
3 5 0
2 5 0
3 5 0
6 0 0
2 5 0
2 5 0
3 5 0
5 0 0
6 0 0
1 5 0
2 5 0
1 5 0
5 0 0
2 5 0
3 5 0
7 0 0
5 0 0

250
250
250
250
700
250
250
250
350
350
500
250
250
250
850
250
350
350
350
350
350
700
250
250
500
350
700
250
350
250
250
350

700
150
250
350
250
350
350

を

1,050円
500
500
500
900
200
500
900
350
200
1,650
350
350
350
700
500
500
350
900
350
500

7 5 0
3 0 0
3 0 0
6 5 0
9 0 0
4 5 0
5 0 0
1 5 0
3 5 0
5 0 0
9 0 0
1 5 0
4 5 0
3 5 0
5 0 0
5 0 0
5 0 0
4 5 0
5 0 0
5 0 0
5 0 0
7 0 0
4 5 0
7 5 0
2 0 0
3 5 0
2 0 0
3 5 0
4 5 0
1, 0 5 0
2 0 0

3 5 0
3 5 0
3 5 0
6 5 0
6 0 0
1, 0 5 0
2 0 0
3 0 0
3 5 0
5 0 0
5 0 0
6 5 0
2, 2 5 0
5 0 0
4 5 0
6 0 0
6 5 0
6 0 0
1, 0 5 0
5 0 0
3 5 0
3 0 0
5 0 0
5 0 0
6 5 0
2, 3 0 0
3 5 0
3 5 0
2 0 0
5 0 0
4 5 0

1, 2 5 0
5 0 0
3 5 0
2 0 0
5 0 0
2 0 0
6 0 0
9 0 0
2 0 0
3 5 0
3 5 0
5 0 0
7 5 0
6 0 0
2 5 0
3 5 0
2 0 0
4 5 0
3 5 0
5 0 0
9 0 0
3 0 0
3 5 0
5 0 0
7 0 0
9 0 0
2 0 0
3 5 0
2 0 0
7 5 0
3 5 0

4 5 0
1, 0 5 0
5 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
1, 0 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
4 5 0
4 5 0
7 5 0
3 5 0
3 5 0
3 5 0
1, 2 5 0
3 5 0
4 5 0
5 0 0
5 0 0
4 5 0
1, 0 5 0
3 5 0
3 5 0
6 5 0
5 0 0
1, 0 5 0
3 5 0
5 0 0

350
350
500
1,050
200
350
500
350
500
500

に改め、同表備考中第3項を削り、第4項を第3項とする。

付 則

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

西宮市使用料指針が策定されることに伴い、所要の規定の整備を行うため。

西教委地推発第 号

令和元年8月7日

(2019年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市教育長 重 松 司 郎

条例案の提出について（依頼）

下記条例案について、次期市議会に提出くださるよう依頼します。

記

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例

以上

西宮市立公民館条例新旧対照表

改正案

別表(第4条関係)

公民館の名称	室名	使用料(1区分当たり)
西宮市立中央公民館	講堂	1,050円
	401集会室	500
	402集会室	500
	403集会室	500
	601・602集会室	900
	603集会室	200
	和室	500
	実習室	900
	工芸室	350
	茶室	200
西宮市立鳴尾公民館	講堂	1,650
	第1集会室	350
	第2集会室	350
	第3集会室	350
	第4集会室	700
	第5集会室	500
西宮市立鳴尾東公民館	和室	500
	実習室	350
	講堂	900
	第1集会室	350
	第2集会室	500
	第3集会室	750
西宮市立南甲子園公民館	第4集会室	300
	和室	300
	実習室	650
	講堂	900
	第1集会室	450
	第2集会室	500
西宮市立南甲子園公民館	第3集会室	150
	和室	350
	和室	350

現行

別表(第4条関係)

公民館の名称	室名	使用料(1区分当たり)
西宮市立中央公民館	講堂	700円
	401集会室	350
	402集会室	350
	403集会室	350
	601・602集会室	600
	603集会室	150
	和室	350
	実習室	600
	工芸室	250
	茶室	150
西宮市立鳴尾公民館	講堂	1,100
	第1集会室	250
	第2集会室	250
	第3集会室	250
	第4集会室	500
	第5集会室	350
西宮市立鳴尾東公民館	和室	350
	実習室	250
	講堂	600
	第1集会室	250
	第2集会室	350
	第3集会室	500
西宮市立南甲子園公民館	第4集会室	250
	和室	250
	実習室	500
	講堂	600
	第1集会室	350
	第2集会室	350
西宮市立南甲子園公民館	第3集会室	150
	和室	250
	和室	250

	実習室		500
	講堂		900
	第1集会室		150
	第2集会室		450
	第3集会室		350
	第4集会室		500
	和室		500
	実習室		500
	第1集会室		450
	第2集会室		500
	第3集会室		500
	和室		500
	実習室		700
	工芸室		450
	講堂		750
	第1集会室		200
	第2集会室		350
	第3集会室		200
	和室		350
	実習室		450
	講堂		1,050
	第1集会室		200
	第2集会室		350
	第3集会室		350
	和室		350
	実習室		650
	工芸室		600
	講堂		1,050
	第1集会室		200
	第2集会室		300
	第3集会室		350
	和室		500
	実習室		500
	工芸室		650
	講堂		2,250

	実習室		350
	講堂		600
	第1集会室		150
	第2集会室		350
	第3集会室		250
	第4集会室		350
	和室		350
	実習室		350
	第1集会室		350
	第2集会室		350
	第3集会室		350
	和室		350
	実習室		500
	工芸室		350
	講堂		1,500
	第1集会室		150
	第2集会室		250
	第3集会室		150
	和室		250
	実習室		350
	講堂		700
	第1集会室		150
	第2集会室		250
	第3集会室		250
	和室		250
	実習室		500
	工芸室		500
	講堂		700
	第1集会室		150
	第2集会室		250
	第3集会室		250
	和室		350
	実習室		350
	工芸室		500
	講堂		1,500

西宮市立塩瀬公民館	第1集会室	500
	第2集会室	450
	第3・4集会室	600
	和室	650
	実習室	600
	講堂	1,050
	第1集会室	500
	第2集会室	350
	第3集会室	300
	和室	500
	実習室	500
	工芸室	650
	講堂	2,300
	第1集会室	350
第2集会室	350	
第3集会室	200	
和室	500	
実習室	450	
講堂	1,250	
第1集会室	500	
第2集会室	350	
第3集会室	200	
第1和室	500	
第2和室	200	
実習室	600	
講堂	900	
第1集会室	200	
第2集会室	350	
和室	350	
実習室	500	
講堂	750	
第1集会室	600	
第2集会室	250	
第3集会室	350	
第4集会室	200	

西宮市立塩瀬公民館	第1集会室	350
	第2集会室	350
	第3・4集会室	500
	和室	500
	実習室	500
	講堂	700
	第1集会室	350
	第2集会室	250
	第3集会室	250
	和室	350
	実習室	350
	工芸室	500
	講堂	1,550
	第1集会室	250
第2集会室	250	
第3集会室	150	
和室	350	
実習室	350	
講堂	850	
第1集会室	350	
第2集会室	250	
第3集会室	150	
第1和室	350	
第2和室	150	
実習室	500	
講堂	600	
第1集会室	150	
第2集会室	250	
和室	250	
実習室	350	
講堂	500	
第1集会室	500	
第2集会室	500	
第3集会室	250	
第4集会室	250	

	和室		450
	実習室		350
西宮市立岩竹公民館	第1集会室		500
	第2・3集会室		900
	第4集会室		300
	第5集会室		350
	第6集会室		500
	実習室		700
西宮市立瓦木公民館	講堂		900
	第1集会室		200
	第2集会室		350
	第3集会室		200
	第4集会室		750
	和室		350
	実習室		450
	講堂		1,050
	第1集会室		550
	第2集会室		350
西宮市立段上公民館	第3集会室		350
	和室		350
	実習室		350
	講堂		1,050
	第1集会室		350
	第2集会室		350
西宮市立高須公民館	第3集会室		350
	和室		450
	実習室		450
	講堂		750
	集会室		350
	和室		350
西宮市立神原公民館	実習室		350
	講堂		1,250
	第1集会室		350
	第2集会室		450
	第3集会室		350
	第3集会室		500

	和室		350
	実習室		250
西宮市立岩竹公民館	第1集会室		350
	第2・3集会室		600
	第4集会室		250
	第5集会室		250
	第6集会室		350
	実習室		500
西宮市立瓦木公民館	講堂		600
	第1集会室		150
	第2集会室		250
	第3集会室		150
	第4集会室		500
	和室		250
	実習室		350
	講堂		700
	第1集会室		500
	第2集会室		250
西宮市立段上公民館	第3集会室		250
	和室		250
	実習室		250
	講堂		700
	第1集会室		250
	第2集会室		250
西宮市立高須公民館	第3集会室		250
	和室		350
	実習室		350
	講堂		500
	集会室		250
	和室		250
西宮市立神原公民館	実習室		250
	講堂		850
	第1集会室		250
	第2集会室		350
	第3集会室		350
	第3集会室		350

和室	500
実習室	450
講堂	1,050
第1集会室	350
第2集会室	350
和室	650
実習室	500
講堂	1,050
第1集会室	350
第2集会室	500
第3集会室	350
和室	350
実習室	500
講堂	1,050
第1集会室	200
第2集会室	350
第3集会室	500
和室	350
実習室	500
工芸室	500

備考

- 1 1区分とは、午前9時から午前10時30分まで、午前10時30分から午前12時まで、午前12時30分から午後2時まで、午後2時から午後3時30分まで、午後3時30分から午後5時まで、午後5時から午後7時まで、午後7時から午後8時30分まで及び午後8時30分から午後10時までとする。
- 2 使用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に規定する額の倍額とする。
(削除)
- 3 附属設備使用料については、調理用ガス器具にあつては使用1回当たり700円を、陶芸窯にあつては使用1回当たり3,000円を上限として、教育委員会規則で定める。

和室	350
実習室	350
講堂	700
第1集会室	250
第2集会室	250
和室	500
実習室	350
講堂	700
第1集会室	250
第2集会室	350
第3集会室	250
和室	250
実習室	350
講堂	700
第1集会室	150
第2集会室	250
第3集会室	350
和室	250
実習室	350
工芸室	350

備考

- 1 1区分とは、午前9時から午前10時30分まで、午前10時30分から午前12時まで、午前12時30分から午後2時まで、午後2時から午後3時30分まで、午後3時30分から午後5時まで、午後5時から午後7時まで、午後7時から午後8時30分まで及び午後8時30分から午後10時までとする。
- 2 使用者が本市住民以外の者である場合の使用料は、この表に規定する額の倍額とする。
- 3 冷房又は暖房を行う場合にあつては、この表に規定する額の2割に相当する額を加算する。
- 4 附属設備使用料については、調理用ガス器具にあつては使用1回当たり700円を、陶芸窯にあつては使用1回当たり3,000円を上限として、教育委員会規則で定める。